

大槌町上下水道料金等の改定について

1 料金改定の理由

区分	理由
上水道事業	震災前は、水道の利用者が多く黒字経営だったため、改定の必要性がありませんでした。震災の影響で水道の利用者が減り、給水収益は今後も減少の見通しです。改定しなければ施設更新及び、老朽管更新費用の確保が困難となり、水道事業の安定した経営と、供給体制に支障をきたすおそれがあります。
下水道事業	震災で被災した下水道施設を復旧する費用に充てた企業債の償還などにより、収支が著しく悪化したことが主な要因です。

2 審議会の開催状況と答申内容

審議会は、令和5年3月6日（月）から令和5年10月30日（月）まで全4回開催され、令和5年11月7日（月）に町へ答申書が提出されました。

答申内容

区分	引上げ幅	体系	改定時期	備考
上水道事業	基本料金、従量料金及びメーター使用料を <u>平均25%引上げ</u>	<ul style="list-style-type: none"> 用途別を維持しつつ、営業用と団体を統一 共用は、一般用に集約し廃止 	令和6年4月。 但し、30年ぶりの改定であり、町民への説明や周知期間を確保すること	負担の公平性の観点から、将来的に口径別に統一することを検討
下水道事業	基本使用料及び従量使用料を <u>平均45%引上げ</u>	変更なし	令和6年4月。 但し、初めての改定であり、町民への説明や周知期間を確保すること	—

3 町の改定方針

町では答申書が提出されたことを受け、その内容について検討してまいりました。検討した結果、答申された改定率、体系により改定することを町の改定方針としました。改定に伴い料金表、使用料表は別表1、2のとおり変更されます。

また、昨今の景気動向などを踏まえ段階的な引上げについて検討するよう答申されていることから、図1のように段階的な引上げにより改定いたします。

また、料金改定は5年を目安に見直しを図ることと答申されていることから計画的に見直しを図ります。さらに、上下水道事業の経営の安定化、安定したサービスの供給のため、収入確保のほか人員配置の適正化や施設管理業務の外部委託、上下水道施設の長寿命化による更新費用の削減、老朽管更新の実施による漏水防止対策及び耐震化などに取組みます。

【別表1】水道料金表（現行・改定案）

■ 料金表（現行）

給水料金 [円]

用途	区分	基本水量	基本料金	超過料金 (/m ³)
一般用		10m ³	1,400	160
営業用		15m ³	3,100	220
団体用	口径13mm	10m ³	1,700	220
	口径16mm以上	20m ³	3,600	220
湯屋用		200m ³	11,200	160
共用		10m ³	1,200	160
プール用		1m ³	240	240
臨時用		1m ³	250	250
鑑賞用		10m ³	6,400	860
船舶用		1m ³	350	350

メーター使用料 [円]

口径 \ 区分	地下式	遠隔式
13mm	160	370
16mm	190	-
20mm	220	450
25mm	240	460
30mm	380	600
40mm	430	650
50mm	2,000	2,600
75mm	2,560	3,000
100mm	3,400	3,600
150mm	5,200	6,100

■ 料金表（改定案） 令和8年4月施行

給水料金 [円]

用途	区分	基本水量	基本料金	超過料金 (/m ³)
一般用		10m ³	1,750	200
営業用・ 団体用	口径25mm未満	10m ³	3,300	280
	口径25mm以上	15m ³	4,600	280
湯屋用		200m ³	14,000	200
プール用		1m ³	300	300
臨時用		1m ³	310	310
鑑賞用		10m ³	8,000	1,080
船舶用		1m ³	440	440

メーター使用料 [円]

口径 \ 区分	地下式	遠隔式
13mm	200	460
16mm	240	-
20mm	280	560
25mm	300	580
30mm	480	750
40mm	540	810
50mm	2,500	3,250
75mm	3,200	3,750
100mm	4,250	4,500
150mm	6,500	7,630

【別表 2】下水道使用料表（現行・改定案）

■ 使用料表（現行）

水道水を使用した場合

区分	排除汚水量	使用区分			[円]
		一般用	浴場用	臨時用	
基本使用料 (1月につき)	10m ³ まで	1,200	1,200		180
従量使用料 (1m ³ につき)	10m ³ を超え 20m ³ まで	120	60		
	20m ³ を超え 30m ³ まで	130			
	30m ³ を超え 40m ³ まで	140			
	40m ³ を超え 50m ³ まで	150			
	50m ³ を超え 100m ³ まで	160			
	100m ³ を超え 500m ³ まで	180			
	500m ³ を 超えるもの	200			

水道水以外の水を使用した場合又は
水道水と水道水以外の水を併用した場合

人数	認定汚水量	使用料 (1月につき)	[円]
1人	6m ³	1,200	
2人	12m ³	1,440	
3人	18m ³	2,160	
4人	23m ³	2,790	
5人	27m ³	3,310	
6人	30m ³	3,700	
7人	32m ³	3,980	
8人以上	33m ³	4,120	

■ 使用料表（改定案） 令和7年4月施行

水道水を使用した場合

区分	排除汚水量	使用区分			[円]
		一般用	浴場用	臨時用	
基本使用料 (1月につき)	10m ³ まで	1,740	1,740		260
従量使用料 (1m ³ につき)	10m ³ を超え 20m ³ まで	170	90		
	20m ³ を超え 30m ³ まで	190			
	30m ³ を超え 40m ³ まで	210			
	40m ³ を超え 50m ³ まで	230			
	50m ³ を超え 100m ³ まで	250			
	100m ³ を超え 500m ³ まで	270			
	500m ³ を 超えるもの	290			

水道水以外の水を使用した場合又は
水道水と水道水以外の水を併用した場合

人数	認定汚水量	使用料 (1月につき)	[円]
1人	6m ³	1,740	
2人	12m ³	2,080	
3人	18m ³	3,100	
4人	23m ³	4,010	
5人	27m ³	4,770	
6人	30m ³	5,340	
7人	32m ³	5,760	
8人以上	33m ³	5,970	

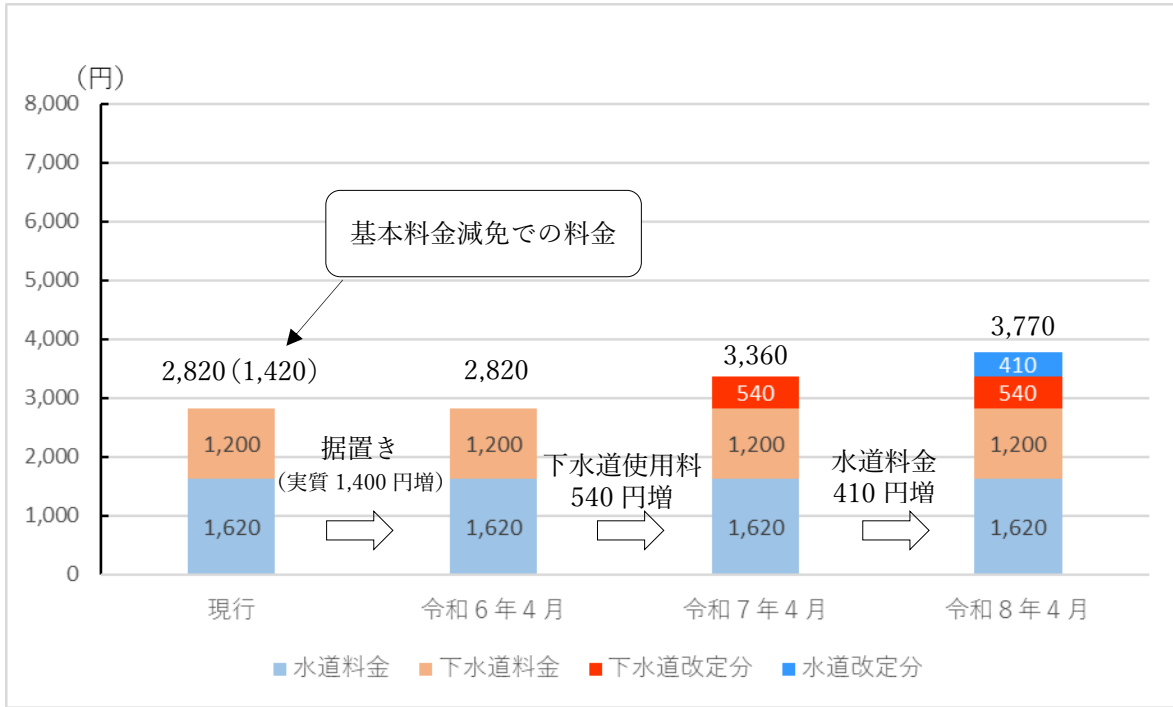
【留意事項】

大槌町漁業集落排水処理施設使用料については、同条例第13条で下水道条例の規定に準じるとされていることから令和7年度から使用料が変更となります。

【図1】 引上げイメージ

改定年度	内 容
令和6年度	改定なし（ただし水道料金基本料金の減免措置は令和5年度で終了）
令和7年度	下水道使用料を平均4.5%引上げ
令和8年度	水道料金を平均2.5%引上げ

例) 口径20mm、10m³使用時



例) 口径20mm、20m³使用時

